

令和6年12月  
中島病院

## 医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナンバーによる保険証（マイナ保険証）の利用により、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

令和6年12月2日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定します。

### 【初診時】

医療情報取得加算 1点

### 【再診時】

医療情報取得加算 1点（3月に1回限り算定）

正確な情報を取得、活用するためにマイナ保険証の利用にご協力お願いします。